

第4回臨時会

# 南部町議会会議録

平成18年8月9日 開会  
平成18年8月9日 閉会

南部町議会

## 第4回南部町議会臨時会会議録目次

### 第1号(8月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
提出議案提案理由説明	6
報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第138号、139号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
閉会の宣告	32
署名議員	35

## 第4回南部町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成18年8月9日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第23号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に  
いて
- 第 5 議案第136号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第137号 南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第138号 指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター他8施設）
- 第 8 議案第139号 指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他29施設）
- 第 9 議案第140号 工事請負契約の締結について
- 第 10 議案第141号 バス購入契約の締結について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
6番	西塚 英夫 君	7番	中村 善一 君
8番	佐々木 勝見 君	9番	庭田 豊茂 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君

19番	日向端	猛	君	20番	立花	寛子	君
22番	大久保	俊和	君	24番	滝田	米作	君
25番	川守田	稔	君	26番	佐々木	金嘉	君
27番	工藤	久夫	君	28番	坂本	正紀	君
30番	河端	幸蔵	君	31番	相田	耕作	君
32番	山口	博个	君	33番	沼畑	繁	君
34番	小笠原	義弘	君	35番	佐々木	元作	君
36番	伊達	一夫	君	37番	金沢	和夫	君
39番	東	寿一	君	40番	宮野	正	君
41番	西塚	芳弥	君	42番	野田	清八	君
43番	佐々木	由治	君				

欠席議員（1名）

5番 川井健雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育長	角濱清輝君	学務課長	佐々木秀雄君
社会教育課長	工藤光行君	農業委員会事務局長	後村森夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中野 雅司 主 幹 板垣 悦子  
主 査 岩間 孝幸

---

### 開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は36人でございます。定足数に達しておりますので、これより第4回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時02分）

---

### 議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、本日招集されました第4回南部町議会臨時会の運営について協議いたしましたので報告いたします。本臨時会の付議事件は、町長提出議案、報告1件、平成18年度一般会計補正予算1件、条例の一部改正等5件でございます。よって、本臨時会の会期は、本日8月9日、1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則119条の規定により議長において、7番中村善一君、8番佐々木勝見君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8月9日、1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

最初に、南部町議会議員の辞職許可について報告いたします。このたび、沖田周藏議員、小田原長一議員、工藤光幸議員、馬場忠靖議員の4名の議員からは一身上の都合により、中居誠議員からは、平成18年2月の町長選挙における公職選挙法違反の責任をとり辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定によりこれを許可いたしました。

沖田周藏議員の辞職願は6月16日に受理し、6月19日に許可いたしました。辞職は6月20日となっております。小田原長一議員の辞職願は7月18日に受理し、同日許可いたしました。辞職は7月19日となっております。工藤光幸議員の辞職願は8月1日に受理し、8月2日に許可いたしました。辞職は8月3日となっております。馬場忠靖議員の辞職願は8月3日に受理し、同日許

可いたしました。辞職は8月4日となっております。中居誠議員の辞職願は8月8日に受理し、同日許可いたしました。辞職は8月8日となっております。

以上、議員の辞職許可について、会議規則第99条第2項の規定により報告いたしました。

その他の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略し、諸般の報告を終わります。

---

#### 提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで町長から本臨時会の提出議案提案理由の説明があります。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、臨時会開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年第4回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には時節がら何かとご多忙のところご出席いただき、提出案件につきましてご審議を賜ることに、厚く御礼を申しあげます。

本日招集の臨時会は、去る三月議会において議決賜りました町集会所などの公の施設39施設について、指定管理者に管理委託をできることとした条例に基づき、その管理委託について、地方自治法により本年9月2日までに、指定管理者を議会の議決を経て指定しなければならないため、選定した指定管理者について議会の議決を求めるものであります。また、このほか提出いたしました案件は、平成18年度南部町一般会計補正予算（第2号）及び南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例、ふるさと運動公園の工事請負契約とバス購入契約の締結など6件、このほか、地方税法の改正により、介護保険料について激変緩和措置を講じる必要が生じ、このため、介護保険条例の一部を改正することについて、急を要し専決処分いたしました報告1件のあわせて7件であります。

それでは、順にご説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。まず、報告第26号、専決処分報告、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。年金控除額の引き下げ及び老年者控除が廃止となった地方税法の一部を改正する法律が、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、介護保険料を3ヵ年かけて激変緩和措置を



講じるために、この改正に急を要したため専決処分したものであります。

次に、議案第136号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額から歳入歳出それぞれ54万5,000円を減額し、予算の総額を97億7,569万5,000円とするものです。その主な内容は、町有施設の管理を指定管理者に委託するため、需用費に計上していた燃料費、光熱水費などを委託料に組みかえたほか、指定管理者に施設管理業務を委託する期間において債務負担行為を補正するものです。

次に、議案第137号、南部町健康増進センター条例等の一部改正についてであります。公衆浴場の入浴料に係る物価統制令に基づく統制額の限度額が改正されたことに伴い、保健福祉センターぼたんの里と農林漁業体験実習館チェリウスの入浴料を改正し、あわせて健康増進センターバーデハウスふくちを含む3施設の大人、子供等の入浴料金の適用区分も統一するため条例の改正を行うものです。

次に、議案第138号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター他8施設）についてと、議案第139号、指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他29施設）の両議案につきましては、地方自治法の改正により公の施設について、管理委託する場合は指定管理者制度に移行することが定められ、これらの39施設について、それぞれの施設を、これまで管理を委託してきた団体、町内会、公社等を指定管理者の候補者として選定したもので、この指定について、施設ごとに指定期間を定めて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第140号、工事請負契約の締結についてであります。名川中学校に隣接するふるさと運動公園多目的球技場の高圧受変電設備工事の請負契約を締結するために、提案するものであります。

次に、議案第141号、バス購入契約の締結についてであります。行政バスの老朽化に伴い、原子燃料サイクル推進特別対策事業交付金を活用し、62人乗りの大型バスに買いかえるもので、この購入契約を締結するために、提案するものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、助役、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

本臨時会の上程は、町長提出議案6件、報告1件でございます。日程によりそれぞれ議題とい

たします。

---

報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第4、報告第26号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第23号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、報告第26号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が交付され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、介護保険料の激変緩和措置を講じるための関連する条項を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため専決処分をしたものでございます。

3ページをお開きください。南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。附則に次の3項を加える。第3項といたしまして、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者で、次の表の該当条件に該当する者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

次に4ページでございますが、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者で次の表の該当条件に該当する者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

ということでございまして、内容は税制改正により老年者控除が廃止、それから公的年金等控除額が引き下げられ、市町村民税が課税されることにより、税制改正前は一段階、2万7,762円、2段階、同額でございます。そして3段階、4万1,643円の保険料だった方が、4段階、5段階に該当する場合がでてきます。そのような方々の保険料の激変を緩和するため、保険料を減額し

平成18年度から平成20年度までの3年間でもとに戻すという措置でございます。

3ページの表のご説明申し上げますが、3ページの表は第1号被保険者の区分の例がございまして、その下に令第38条第1項第4号に掲げる者の保険料は5万5,524円でございますが、この該当条件が2つに区分されております。そして、上の欄は、税制が改正されないものとした場合に、1号あるいは2号保険料に該当する方、そして、下の欄は、3号保険料に該当する方となっております。上の欄に該当する方の4号保険料は、南部町の基準額、年額5万5,524円を平成18年度の特例額といたしまして、3万6,645円に減額をする。そして、下の欄に該当する方の保険料を、5万5,524円から4万6,084円に減額するという措置でございます。平成19年度につきましては、4ページになりますが、同じく令第38条第1項第4号に掲げる者、ここは南部町の基準額でございまして、5万5,524円を19年度は4万6,084円に、そして、3号から4号にあがってきた方は5万5,266円にそれぞれ減額をする。そして、平成20年度には5万5,524円に戻るという措置でございます。

次に5ページになります。5ページの附則第5号ですが、介護保険法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の条例で定める日は、平成19年4月1日とする。これは、南部町では地域包括支援センターを平成19年4月1日の設置としておりますので、新介護保険法での予防給付、それから予防給付をうけるための認定等の規程の適用を平成19年4月1日から適用させるという内容のものでございます。附則、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。経過措置といたしまして、改正後の南部町介護保険条例の一部を改正する条例附則第3項及び第4項の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、報告第26号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第5、議案第136号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第2号）  
を議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 6ページであります。議案第136号、平成18年度南部町一般会計  
補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出の予算の補正は、予算の総額から54万5,000円を減額し、予算の総額を97億  
7,569万5,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の設定であります。詳しくは第2表により説明申し上げます。

それでは、9ページをお開き願います。9ページの第2表、債務負担行為であります。指定  
管理者制度によるものの事業4件及び固定資産評価替業務事業によるもの1件、計5件について、  
年度を越えて執行するため設定するものであります。

一つ目の事業期間、限度額について申し上げます。一つ目の指定管理者の指定による社会福祉  
施設管理業務、期間は平成18年度から20年度まで。限度額1,259万6,000円でありますけれども、こ  
れは名川老人福祉センターの管理費を、南部町社会福祉協議会に委託料として支出するためのも  
のであります。平成18年度につきましては、288万4,000円。そして、その後、19年度、20年度に  
つきましては、同額の487万6,000円となります。

二つ目の指定管理者の指定による職業訓練施設管理業務、期間は平成18年度から20年度まで。  
限度額につきましては139万5,000円でありますけれども、これは名川共同高等職業訓練校の管理  
費を、名川職業訓練協会に委託料として支出するためのものであります。今年度につきましては、

18年度は31万5,000円、そして、19年度、20年度は同額で54万であります。

三つ目の指定管理者の指定による農業研修施設管理業務、期間は平成18年度から20年度まで。限度額51万8,000円でありますけれど、これは旧南部町の小波田農業研修センター及び相内農業研修センターの管理費を、それぞれ小波田第2町内会、相内町内会に委託料として支出するためのものであります。今年度につきましては、11万8,000円。19年度、20年度、それぞれ20万円となっております。

四つ目の指定管理者の指定による観光施設管理業務、18年度から21年度まで。限度額につきましては1億3,418万3,000円でありますけども、これは南部町健康増進センターのバーデハウス、アイスアリーナ、屋外プールの管理費を南部町健康増進公社に委託料として支出するものであります。バーデハウスにつきましては、今年度、18年度は169万円。19年度から21年度までは各年度とも290万2,000円、計1,039万6,000円となります。アイスアリーナ、そして屋外プールにつきましては、今年度は2,664万1,000円、19年度から21年度、各年度は3,238万2,000円、計1億2,378万3,000円としております。

最後の固定資産評価替業務事業でありますけども、18年度から20年度まで。限度額につきましては、1億2,813万3,000円でありますけども、これは業務契約について年度を越えて締結するため債務負担を設定するものであります。

それでは12ページをごらんください。歳入の補正であります。最初の9款、1項、1目地方交付税10万1,000円の補正計上でありますけども、歳入歳出のバランスをとるために10万1,000円を普通交付税を補正計上しております。普通交付税の10万1,000円補正後の額といたしましては、40億4,510万1,000円となっております。12款、1項、2目、1節の老人福祉施設使用料3万5,000円の減額補正であります。これにつきましては、介護予防拠点施設使用料、旧名川町にありますげんき館に係るものでありますけども、げんき館の施設使用料、指定管理者制度後の9月から3月分を管理者の収入とするため減額補正するものであります。これに伴い歳出に出てまいりますけども、同額歳出につきましても減額補正をしております。

4目、1節の農林水産業施設使用料、トータルで36万7,000円の減額補正であります。説明欄の中にありますように、一つ目がりんご貯蔵センター使用料27万円の減額でありますけども、これは管理組合からの使用料を指定管理者制度に伴っての27万円を減額し、歳出に出てまいりますけども同額歳出につきましても減額補正しておるところでございます。

二つ目の農業研修施設使用料9万円の減額補正であります。これは、旧南部町にあります小波田農業研修センター施設使用料、指定管理者の収入とするため5万円の減額。そして、相内農業

研修センターにつきましては同じように4万円減額し、計9万円の減額補正としております。

三つ目の農産物直売施設使用料2万3,000円の増額補正であります。これにつきましては、旧南部町のなんぶふるさと物産館、七草会からの使用料を指定管理者制度に伴い3万円減額補正しております。そして、そこにはもう一つありまして、そばの里けやぐの売上げの0.6%を7ヵ月分5万3,000円補正しております。増減2万3,000円の増額補正という形をとっております。

四つ目の農産物加工施設使用料3万円の減額補正であります。旧名川町の名川町特用林産物加工センター、達者村特産品協議会からの施設使用料であります。管理者の収入とさせるため3万円減額しております。歳出に出てまいりますけども、歳出につきましても、委託料、同額減額補正しております。

歳入の最後を説明申し上げます。19款、5項、3目、1節の雑入であります。24万4,000円の減額補正であります。これは、説明にもありますように、ドライフラワーセンター利用料の減額補正であります。アートセンターめいぷるからの収入24万4,000円、指定管理者制度に伴い一般会計の収入を減額しております。歳出につきましても同額の減額補正をしております。

続いて13ページの歳出でありますけれど、3款、1項、1目社会福祉総務費の減額補正につきましては、需用費の22万4,000円、役務費の2万円の減額。いわゆる先ほど申しましたドライフラワーセンターからの歳入を一般会計から減額することにより、歳出も減額補正して、ドライフラワーセンター、いわゆるアートセンターめいぷるさんの方で諸経費を賄っていただくために、歳入歳出とも同額減額補正したところであります。

その次の5目の老人福祉施設費の3万5,000円の減額補正でありますけども、ここにつきましては、二つの施設の補正が入っております。老人福祉センターと斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館につきましては、減額補正しております。特定財源の内訳のところ、その他使用料が3万5,000円減額補正しておりますけれども、これはげんき館に係る歳入を減額しておりますので、歳出につきましても需用費の中におきまして3万5,000円を減額しております。需用費の中で254万5,000円の減額であります。げんき館が3万5,000円の減額補正。そして、老人福祉センターにつきましては、需用費の中では251万円を減額しております。12節の役務費につきましては、9,000円の減額。これは、老人福祉センターに係るものでございます。委託料の中におきまして、251万9,000円の増額補正であります。その説明欄にあるとおり、浄化槽維持管理から受水槽清掃消毒まで。これは、老人福祉センターに係るものでございまして、32万5,000円。こうなりますと、老人福祉センターにつきましては、11節につきましては、251万円の減額補正。12節につきましては、9,000円の減額補正。13節につきましては、8項目につきまして32万5,000円

の減額補正、計284万4,000円の減額補正をし、指定管理者である社会福祉協議会へ同額284万4,000円を組み替えして、社会福祉協議会へ指定管理者としての委託料として支出をするための補正であります。

5款、1項、1目の労働諸費であります。委託料の31万5,000円、そして、19節、減額の31万5,000円。これは、組み替えしてありまして、名川職業訓練校の今までの補助金で対応してまいりましたものを、指定管理者制度に伴い、委託料に組み替えて、名川職業訓練協会さんの方へ支出するための補正であります。

最後になりますが、14ページになりますけども、6款、1項、5目の26万9,000円の減額補正であります。委託料の26万9,000円の減額であります。これは、名川のりんご貯蔵センターでありますけども、歳入におきまして減額補正しておりますので、同額を歳出におきましても減額補正して、管理者たる管理組合さんの方でその管理経費を賄っていただくために、歳入歳出とも同額を減額補正したものであります。

10目の農業施設費の中での13節委託料の2,000円の増額補正でありますけども、説明欄に三つございまして、最初のところが、農産物直売施設管理業務。これは、旧南部町にありますなんぶふるさと物産館、七草会さんが管理者とするために歳入におきましても減額補正しておりますので、歳出も同額減額補正して管理していただくための補正であります。

二つ目の農業研修施設管理業務のところではありますが、これは旧南部町の小波田農業研修センター3万円の増額補正、そして、相内農業研修センター3万円の増額補正、計6万円の増額補正。これは、指定管理者制度によりまして、管理者さんの方へ増額補正いたしまして管理業務を行っていただきたいという補正であります。

最後の加工センター管理業務の2万9,000円の減額であります。これは旧名川町にあります名川特用林産物加工センター、団体さんは達者村特産品協会でありますけれど、歳入におきましても2万9,000円減額しておりますので、歳出におきましても委託料を2万9,000円同額減額いたしまして、管理業務を行っていただくという補正内容であります。

最後になりますが、7款、1項、3目観光施設費の1,000円の増額補正でありますけども、13節委託料169万円、そして19節の減額168万9,000円。これは、端数処理の関係でございまして、バーデハウスに係る、従前、補助金で対応してまいりましたものを、委託料に組み替えて、南部町健康増進公社へ指定管理していただくために、組み替え補正しているところでございます。

以上、補正予算につきまして説明をいたしました。以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番。

○20番（立花寛子君） まず、9ページを開いていただきたいのですが、先ほど、債務負担行為の説明はうけましたが、この事業の隣の期間というところ、18年度から20年度、また、18年度から21年度と決められているその理由と、限度額が決まったその理由。期間や限度額がこのように決まった理由を、もう一度お知らせしていただきたいと思います。

また、期間後はどのようになるのでしょうか。その見通しをお知らせ下さい。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 後の指定管理者の議案の138号及び139号のところでもふれなければならないと思っていましたが、期間の20年度までと21年度までの区分につきましての考え方は、21年度までの施設につきましては、後でも出てまいりますけれども、収益が見込まれる施設につきましては、1年延ばしております。安定的に管理していただくために、収益がございます施設につきましては、1年延ばしております。

後の20年度までという施設につきましては、収入がほとんどなし、あっても少額ということなので、1年短くして、その間におきまして管理費等々、それから指定管理者さんとの協議がいろいろと出てくることを想定いたしまして、短く設定しております。

それから、限度額のご質問でございますが、従前、一般会計で予算に計上して管理していた各施設に計上していたものを、一本の13節に組み替えて、18年度の当初予算ベースでもって限度額を設定しております。一応、限度額でございますので、管理者たる相手さんとの協定書の中でいろいろと取り決めがございますが、不測の事態だとか経営状況などの報告を求めながら、これはという事につきましては協議いたしまして、限度額の変更も将来生ずるのかなとこのように思っております。

期間後はどうなるのかという事ではありますが、原則論で申し上げますと、20年度まで21年度までと、相手方の協定の中で取り決めしておりますけれども、相手方がこれはこれはとかいろいろな事態が想定されますけれども、そのなかで、よく相手方と協議しながら満了後につきましては、総合的に判断、あるいは相手との協議により、るる、決めなければいけないものなのかなとこのように思っております。



以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第6、議案第137号、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第137号、南部町健康増進センター条例等の一部改正について、南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。このことについて、ご説明申し上げます。

今回、公衆浴場法に基づく公衆浴場の利用料金について、県では原油価格等高騰を理由にし、統制額350円だったものを390円に改定したところであります。南部町としては、この改定を受け、町が運営する公衆浴場の入浴料等を改定するため条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。南部町健康増進センター条例等の一部を改正する条例。この条

例改正の対象となる施設は、3施設となっております。

第1条、南部町健康増進センター条例。これは、旧福地村にあります温泉保養館バーデハウスに関する条例であります。第2条には、南部町保健福祉センター条例。これは、南部地区のぼたんの里に関する条例であります。第3条には、南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例。これは、名川地区にあります体験実習館チェリウスに関する条例であります。

この改正内容は、今まで、町内の各施設3施設であります。子供料金の表示、大人料金の表示等が違ってあるため、字句を訂正するという事で、第1条では高校生以上を、15歳以上の者（中学生を除く。）に改める。中学生以下（3歳未満を除く）を小学生及び中学生に改めると。第2条の改正内容も、これと同様の15歳以上の者390円、小学生及び中学生を150円に改めるということです。第3条のチェリウスについてもこれと同様でございます。入浴料金につきましては、15歳以上の者（中学生を除く。）を390円、小学生及び中学生を150円とするものです。なお、未就学児童は無料とするものであります。

これに伴いまして、チェリウス条例の第2項に回数券を発効することができるということを明文化しております。

次のページをお開きください。施行期日は、この条例は平成18年9月1日から施行するとありますので、利用料金は9月1日から値上げされるということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

---

議案第138号、議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第7、議案第138号及び日程第8、議案第139号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第138号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター他8施設）、日程第8、議案第139号、指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他29施設）を一括議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第138号及び議案第139号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

両議案とも、南部町の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の提案は、条例で設置している公の施設で指定管理者制度が導入できる施設について、選定した候補者を指定管理者として議決をお願いするものであります。施設数につきましては、議案第138号は9施設及び議案第139号は30施設であり、合計39施設となっております。いずれの施設につきましても、南部町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例により、所管課がその事務を進めてまいりましたが、候補者たる関係団体との事前協議が終了しております。その結果、候補者として選定した団体は、これまでそれぞれの施設を管理してきました管理受託者としたところであります。結果的には、同一団体を候補者としております。

この2つの議案の相違は、指定期間にあります。議案第138号の9施設は、その施設からの利用料があります。収益施設等は安定経営していただくことを考慮して、指定期間を3年7ヵ月と

定めております。議案第139号の30施設の中、大半が集会施設であり、利用料が見込めない施設であります。また、利用料があっても少額の収入となる施設も中にはございます。よって、その施設の管理費について、協定書により定めることとなりますけれども、その管理負担について、今後、管理者と協議しなければならない事態を想定いたしまして2年7ヵ月と設定しております。

それでは、18ページの議案第138号の公の施設の名称と指定管理者となる団体を、確認のため朗読申し上げます。19ページでございます。1番から9番までありますが、南部町名川ドライブセンター、アートセンターめいぷる。2番目の南部町名川りんご集出荷貯蔵センター、南部町名川りんご集出荷貯蔵センター管理組合。3番目の南部町農畜産加工処理施設そばの里けやぐ、ながわ百笑倶楽部。4番目の名川チェリーセンター、名川チェリーセンター101人会。5番目のなんぶふるさと物産館、南部七草会。6番目、南部町名川特用林産物加工センター、達者村特産品協議会。7番目、南部町健康増進センター、財団法人南部町健康増進公社。8番目、南部町総合交流ターミナル、財団法人南部町健康増進公社。9番目、最後ですが南部町名川センターハウス、合同会社ナナセとなります。

それでは、議案第139号にはいりませんが、21ページになります。ここは、30施設のところであります。1番目の剣吉山集会所（剣吉山生活館）、剣吉山地区町内会。苫米地集会所、苫米地上町内会。苫米地下集会所、苫米地下町内会。苫米地駅前集会所、苫米地駅前町内会。片岸集会所、片岸町内会。6番目になりますが、高橋集会所、高橋町内会。麦沢集会所、麦沢町内会。福田集会所、福田町内会。あかね集会所、あかね集会所運営委員会。桜木集会所、桜木町内会。穴久保集会所、穴久保地区町内会。最後でありますけども、東あかね集会所、東あかね町内会。

22ページにはいりません。13番のところですが、板橋集会所、板橋町内会。助川・横沢研修センター、助川・横沢研修センター運営委員会。あけぼの研修センター、あけぼの町内会。南部町法光寺ふれあい館、法光寺町内会。南部町ほしはま地区コミュニティーセンター、ほしはま町内会。塚渡研修館、塚渡町内会。杉沢研修館、杉沢町内会。滝田研修館、中央地区町内会。小泉集会所、小泉町内会。南部町鳥谷保健福祉館、鳥谷町内会。南部町下名久井公民館ひだまり館、下名久井公民館ひだまり館運営委員会。南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館、斗賀・新開地地区介護予防拠点施設運営委員会。25番目最後のところですが、南部町名川老人福祉センター、社会福祉法人南部町社会福祉協議会。

23ページですけども、南部町名川サービスセンター、社会福祉法人南部町社会福祉協議会。南部町剣吉サービスセンター、社会福祉法人南部町社会福祉協議会。小波田農業研修センター、小波田第2町内会。相内農業研修センター、相内町内会。最後になります、南部町名川共同

高等職業訓練校、職業訓練法人名川職業訓練協会。すいません、訂正、22ページの17番のところの南部町法師岡地区コミュニティ防災センターを間違えて朗読しました。管理団体は、法師岡町内会ということです。

今朗読いたしましたけれども、今後の作業、スケジュールといたしましては、今回の議会の議決後におきまして、指定の通知、指定の告示、そして基本協定書の締結、ということの作業をふまえて、以上のことによって指定管理者の管理開始が9月1日とこうということになります。

以上で、両議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番。

○20番（立花寛子君） まず、議案第138号についての質問であります。指定管理者制度を導入するに当たり、各団体とどのような交渉を重ねたのでしょうか。どのように説明を行ってきたのか、その内容をまずお聞かせ下さい。不安や疑問、こうしてほしいと要求された点はないのでしょうか。

一括になりましたので、続けて質問させていただきます。同じく議案第138号について、南部町健康増進センター、南部町総合交流ターミナルについての質問であります。この施設は、スポーツの向上に役立っていると考えております。広く町民に活用される場所として、営利を目的とする施設とは異なる取り扱いが求められるのではないのでしょうか。公共スポーツ施設として、行政が力を入れてもいいのではないのでしょうか。どのようなお考えでしょうか。

まず、一番最初は、議案138号に対するお答えをいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政課の方では、直接管理者との交渉はしておりませんが、所管課の方で交渉することになっておりますが、その手段としまして、相手方との交渉の中におきまして、手続き条例による条例の中で、選定、あるいは申請等の条項がございます。その中におきまして、相手方との交渉におきましては、私も指定管理者として選定されることを希望しますというような申請書だとか、あるいは、私どもはこういう事業でこういう収支計画でこの集会施設などの施設を管理運営していきますよと、いろいろないろいろな書類を出していただいて、

その中で、るる、経費の問題やらその中身的な問題について、るる、つめまして、そして、候補者たる選定をする事務がございます。それらがすべて終わったということなので、今の議案になっているところでございます。

それから、いろいろご質疑がございましたが、担当課の方で相手との交渉などの現実的なお話は、健康増進センターの事が出ていましたので、所管課の方からその具体的な話の中身は答弁できるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 立花議員の質問にお答えします。交流ターミナルとか健康増進センターは、公共施設として、スポーツ施設としての活用が適正ではないかという質問からお答えします。町では健康増進を目的とした施設ということで、もともとの設置条例の主旨をかんがみまして、交渉しておりました。当然、町の公共施設という位置づけで交渉しておりましたけれども、そのために、財源的には債務負担行為等を組みまして従前の委託金という部分の金額をそのまま予算計上しておるということでございます。

もともと、健康増進公社の設置はこれらの施設を運営するために作られた公社でございますので、その旨を継続して、管理運営委託して指定管理者の導入をしていただけるかということから交渉して、そのまま受託を受けるという回答をうけて、今回の非公募にもっていっております。

ちなみに、商工観光課で管理しているものは、名川町職業訓練協会もございますけども、ここには訓練校の管理を指定管理者として選考しております。訓練校は職業訓練を行う事が目的であり、その運営に関しましては職業訓練法に定められていることから公募になじまないということで、直接、職業訓練協会さんの方と交渉したという形であります。経費の方に関しましては、従前の補助金を債務負担行為を組みまして、今までどおりの負担をしていくという形でございますので、指定管理者には経済的な負担はかからないという状況で考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 福祉課の方からは、名川ドライフラワーセンターでございますが、まずどのように説明をしたかという事でございますが、まず第一に、平成18年9月1日から指定

管理者制度の導入によって、指定管理者を選定しなければならないということで、めいぶるさんの方をお願いをしたいとそういうことでございます。内容につきましては、今現在でございますが、めいぶるさんの方からは電気、水道、ガス、電話料金の負担をしていただいている。建物の保険料、浄化槽等については町の方で負担しているという状況がございまして、これも指定管理者になりましても、負担はこれまで同様で何ら変わるところがない。ただ、めいぶるさんの方から年度末に電気、水道、ガス、電話料金等を一括納付していただいていたのですが、それはなくなりますと。めいぶるさんの方で支払いをしていただきたいと。それから、指定の期間は18年9月1日から22年3月31日まででございます。そのように説明をして、めいぶるさんの方で了解をいただいたものであります。それに関しても不安等はなかったとそういう状況でございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 農林課関係の団体についてのご説明を申し上げます。

2番と3番と4番と5番と6番でございますけれども、りんご集出荷貯蔵センター、そばの里けやぐ、チェリーセンター、ふるさと物産館、加工センター。これにつきましては、各団体の会長、副会長を3名から4名ぐらいありますが、その方々を一同に名川の分庁舎の二階に集めまして、そして、総務課の方の担当、県の方から派遣になっている担当職員と、財政課の担当者から詳細についてご説明を申し上げました。問題点ということは特にございませんでした。各施設からは、その後期間が満了したらどうなるのかというご質問が出ましたけれども、その時は、また、目的の整合性などを考慮しながら考えていくという答弁をいたしておりますので、特に問題はございませんでした。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁はございませんか。

ほかに質問はございませんか。20番。

○20番（立花寛子君） 特に私が問題にしているのが、説明を受けた各団体の皆さんが、指定管理者制度というのをどの程度ご理解いただいているものなのか、なかなか理解していただけないのではないのかなという心配というか、そういう気持ちをもっておりますが、丁寧に説明を

していただいたということは理解いたしました。

ただ、議案第139号にも関わりますので、いわゆる集落の集会所の代表者といいますが、指定管理者となる団体の名称及び事務所の位置という事は書いてありますが、代表者のお名前がありませんけれども、その人方、一人一人に説明をされたのか。それとも、招集されて指定管理者制度に移行したいために説明を受けたのか。その理解度に、温度差があるのではないのかなという気持ちをもっておりますが、その辺をどのように説明なさったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

一括になりましたので、あと一つ、質問に用意しておりました、特に議案第139号についてありますが、特に社会福祉法人南部町社会福祉協議会との話し合いはどのようになされたのか、もう一度詳しく説明をしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 集会施設に関する事について、説明申し上げます。

議案第139号の方ですが、ナンバー 1 番から22番までは集会施設ということでございます。それで、この件につきましては、7月12日と13日に2カ所で説明会を行っております。12日は本庁舎で午後7時から、13日は名川庁舎の二階で行っておりますが、内容につきまして詳細に説明を行い、申請書の提出までの説明を行ってございます。それで、私どもの方は、理解をしております。というのは、その中でいろいろ説明して、また、町内会さんの方から質問をいただいてやりとりしましたので、理解をしていただいたものとしております。

なお、この時に出席しなかった団体2カ所ございますけれども、そちらにつきましては、こちらで出かけて行って説明をしております。

ここで、一つだけお話がありましたけれども、申請まで若干難しいということでございましたが、その分につきましては、町の方の担当者がお手伝いをしながら進めていくということで、ご理解をいただいております。

以上でございます

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 社会福祉協議会の方へどのような説明をしたかということでござい



ますが、説明の内容といたしましては、先ほど申し上げました内容でございます。

ただ、期間につきましては、平成18年9月1日から平成21年3月31日までということでございます。そして、負担のところでございますが、現在老人福祉センターのことになりますが、老人福祉センター入浴施設がございますが、利用の収入は町の収入で現在なっております。これは今度、社協さんの収入になりますと。それから、負担でございますが、施設の使用面積の按分によって現在お互い負担しているわけですが、支払いの関係は、全部町で支払いをして、社協さんの方から年度末に一括して按分による負担をしていただいていると。それが今度、按分による負担は町の負担分を、今度、逆に社協さんに委託料として支出をします。そして、社協さんにおいては、自分のところの按分費用と、町負担分の委託料を、一括して今度社協において支払いをしていただくことになると。そういう内容を説明してございます。

これについては、社協さんの方ではOKです、そのようにしていただければということで了解を得てございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 指定管理者制度についてであります。指定管理者となる団体と行政との今後の関係についてどういう変化があるのか、またはないのか。将来の姿がわかるような説明をしていただきたい。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 相手方と町とのどのような関連が出てまいるのかというお話ですけども、条例の中での説明になりますけども、先ほども言いましたが、議決後におきましては基本協定の締結がございます。その中には、るる、指定期間だとか利用料金に関する事項とかいろんな事項がございます。これは条例によりまして、相手方との協定書の中で、るる、決めるわけですけども、町との関連になりますが、町としては管理者がその施設をよく建物のもっている性格、制度を目的、主旨によって管理運営しているかどうかということの報告を求めることとなります。

その報告の中において、協定書とあまりにも違いすぎるだとか、ちょっと、町民あるいは住民

利用者のサービス低下を招いているような事例が見受けられたとすれば、そのことの報告を求めたり、一部執行停止を求めたり、あるいは、あまりだった場合には、あまりだったと言えば語弊がありますが、指定管理者の指定の取り消しだとか、そういった事例も出てまいります。これは、条例の中で定めておるところでございます。

また、逆に管理者さんが、今までの収支計画書によりまして、これで私どもは運営管理していきますよと一旦受理したとしても、今後になりますけども、このお金とか予算ではちょっとやりくり無理なのかなというようなお話も出てまいるのかなと思います。そのときには、よく相手の管理者と町との協議におきまして、その事案を解決処理していかなければならないとこのように考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花君

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第138号指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター他8施設）に対する討論を行います。

指定管理者制度導入の主眼は、民間事業者の能力を活用し、効果的、能率的な公の施設の管理を実現するとしておりますように、株式会社などの営利法人への指定にあります。この考えが根底にある以上、スポーツ施設としての一面を持っている当団体を含めることについて疑問を持っております。

以上の理由から、反対するものであります。

議案第139号指定管理者の指定について（剣吉山集会所（剣吉山生活館）他29施設）について、討論を行います。

南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館、南部町名川老人福祉センター、南部町名川ディサービスセンター、南部町剣吉ディサービスセンター、南部町名川共同高等職業訓練校については、指定管理者制度には馴染まないと考えております。

以上の理由により、反対するものであります。

反対討論を、終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） 起立多数であります。ご着席願います。

よって、議案第138号及び議案第139号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第9、議案第140号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 24ページでございます、議案第140号、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、この第2条というのは、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負ということをいっております。この第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負計画を締結をすることについて、地方自治法により議会の議決を求めるものであります。

下のほうの提案理由にございますが、ふるさと運動公園（多目的球技場高圧受変電設備）整備工事の予定価格が、前に説明いたしました第2条の5,000万円以上の工事でありましたので、契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

25ページをお願いいたします。工事の表示であります、名称として、ふるさと運動公園（多

目的球技場高圧受変電設備)整備工事。場所、南部町大字上名久井及び下名久井地内。2の請負代金、5,405万4,000円です。3の契約の相手方ではありますが、有限会社本田電気工業。代表者住所、南部町大字上名久井字昼ノ前13-4、代表取締役本田篤。

この入札会は、7月28日において、5社による指名競争入札により執行いたしました。予定価格及び落札価格でありますけれど、税抜ベースで申し上げますけれども、予定価格は、5,442万円に対し、落札価格5,148万円でありました。よって、94.60%の落札率となっております。なお、工期は今年11月10日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番(立花寛子君) まず、入札状況についてご質問いたします。

入札の種類は、指名競争という説明がありましたが、入札業者名、その入札額、業者選定の根拠をまずお知らせ下さい。

○議長(工藤久夫君) 財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 今のご質問でありますけれども、指名業者はどこかということですが、5社でありますけれども、有限会社内沢電気工業所が5,320万円でした。落札者であります本田電気工業は、先ほど申し上げたとおり、税抜きベースの5,148万円でありました。株式会社溝口電気は5,300万円ちょうどでありました。四つ目の株式会社京谷電気は5,230万円でありました。五番目の和井田電業株式会社は5,208万円でありました。

この指名業者の根拠ということでありまして、電気工事の関係でございますので、ちょっと特殊な工事なのかなと思いますけれども、その設計書によりまして、ふさわしい業者ということで5業者を選定し指名して、参加させていただくことにしていました。

ということで、答弁を終わります。

○議長(工藤久夫君) 20番、立花君。

○20番（立花寛子君） 今後のことになるのですが、ふるさと運動公園の今後の計画、また南部町としてのふるさと運動公園の位置づけについてどのように考えておられるでしょうか。南部町民に周知徹底されているとお考えでしょうか。ご質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） ふるさと運動公園につきましては、合併協議会時から計画を協議していただいております。教育委員会の管轄になるのですが、今年度の予算で議決をいただいております。陸上競技場、これは先般の議会において予算計上を議決いただいております。

そして、およそ3年ないし4年ぐらいの計画でありますが、南部町の体育協会、陸上競技会、そして、郡の陸上競技会さんからもできるだけ早い整備をお願いしたいという要望がきております。予算の方との関係があるわけございまして、ただそういう意味で、今三戸郡内においても大会をやる競技場がないと。現在、中学校の体育大会においても八戸南郷区の競技場をお借りして、郡の大会をやっているわけございまして、そういう意味を含めながら、是非、郡としてもいわゆる場所的にも中心的な南部町、このことを踏まえて年数を短縮しながら整備してもらえないかという要望でございます。

また、合併して8ヵ月目に入りましたか、名川地区の住民の方々は理解いただいていると思いますが、南部地区、福地地区の方々が名川地区の方々と同じ認識かということ、多少の差はあるだろうと思っております。ただ、すべて広報を通じながら全部周知をしてきておりますので、そういう部分、今後の経過についても、先般の議会で議決をいただいた際にも、議員の皆様にも今後の予定という部分もお話させていただいておりますので、ご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ただ今の説明で、業者は5社ということでしたけれども、その業者が全業者とも入札資格を満たしていたか、それとも資格の必要性がないということなのか、その辺をご説明願います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今の指名された入札会に参加した5業者が、資格があるかどうかということですが、これは指名願を業者さんが新町になってから提出しております。その中において、これまでの業績、あるいは県の評価、などなどの書類を添付して指名願を出してまいります。そして、それを受けまして、私どもでは等級審査会あるいは指名審査会等々を開催して、業者指名いたしますので、十分に資格は有しているという考え方でございます。

○議長（工藤久夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 了解いたしました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

---

議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第10、議案第141号、バス購入契約の締結についてを議題といたし

ます。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第141号、バス購入契約の締結についてをご説明申し上げます。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、この第3条と  
いいますのは、予定価格700万円以上の不動産、動産の買い入れ売り払い等を規定しているもの  
ですけれども、第3条の規定に基づき次のとおりバス購入契約を締結することについて、地方自  
治法により議会の議決を求めるものであります。

提案理由の中にありますけれども、南部町行政バス購入について、予定価格が3,276万円であ  
るため、契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

最後のページになりますが、契約の要項でありますけれども、名称は南部町行政バス購入。車種  
は大型車、定員は62人乗り。納入場所は、南部町地内。購入代金であります、3,016万3,810円。  
これは、本体だとか消費税、重量税、自賠責等々、いろんな車両を購入する場合の経費等もろも  
ろ含んだものの購入代金が、3,016万3,810円となっております。契約の相手方ではありますが、青  
森いすゞ自動車株式会社八戸支店。代表者、氏名住所ですけれども、八戸市桔梗野工業団地二丁目  
6 - 20、支店長木村慶弘となっております。

この入札会は、7月28日に4社を指名いたしまして、指名競争入札により執行いたしました。  
予定価格及び落札価格でありますけれども、税を抜いた部分で申し上げますが、予定価格が3,276万  
円に対し、落札価格2,871万2,602円であり87.65%の落札率となっております。納車は、来年1  
月25日までとしておるところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 先ほどと同じように、入札状況についての質問であります、入札業者  
名、その入札額、指名した業者の選定の根拠となるものは、何だったでしょうか。

それから、もろもろ含んでいる金額ということではありますが、大型バスについてのその本体だ  
けの金額は幾らだったのでしょうか。

そして、購入するバスについての詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 入札の状況であります。4社を指名いたしました。業者名と入札額について、最初に説明いたします。青森いすゞ自動車株式会社八戸支店、2,871万2,602円。これは、税抜きベースの予定価格3,276万円に対する税抜きベースの入札額でありまして、この額でもって落札ということになります。もう一つ業者、青森日野自動車株式会社八戸営業所、2,873万7,212円でありました。

そして、東北日産ディーゼル株式会社八戸支店、指名をいたしました。入札会への入札を辞退しております。四つ目の4社目ですが、青森三菱ふそう販売株式会社八戸営業所につきましても、指名通知をいたしました。当日の入札会には辞退をいたしました。

以上、2社による指名競争入札によりまして執行いたしました。

それから、お尋ねの本体価格ということですが、本体価格が入札の明細によりまして記載しておりますけれども、2,850万円が本体価格であります。それぞれ、諸費用がかかってまいりますので、そのほかにもまた消費税がかかってまいりますので、トータルでの金額が購入代金となっております。

ちなみに、重量税につきましては10万800円。自賠責費用につきましては、1万9,140円。登録費用につきましては、2万3,800円。リサイクル料金等につきましては、6万4,120円。あとは、登録費用だとか、もろもろの車両購入の場合にかかる経費をトータルしますと、先ほど申し上げました購入代金となっておりますのでございます。

それから、行政バスの運行とか利用形態につきましては、所管課から答弁することになります。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、行政バス購入につきまして補足説明いたします。

現在運行中の里バス1台は、昭和63年購入したもので、もう20数年経過しておりまして、修理につぐ修理をいたしまして、スクラップ寸前であります。

したがって、現在使用している行政バスを里バスの方に払い下げをしまして、新しく購入



する行政バスを来年の4月1日から運行させるものであります。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 先ほどの質問に漏れておりました。業者の選定の根拠ということでありませども、新南部町におきまして、いわゆる、車両とか物品だとかいろいろな指名願が出てまいります。その中において、指名願を出された業者を選定しておりますけれども、バスの設計書、62人乗り、大型車、あるいは中の仕様書、いろいろオプションだとか付けてまいりますけれども、そういったものを明示いたしまして、この私どもの設計書、バスの仕様等につきまして納入可能な業者を指名したというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。20番、立花君。

○20番（立花寛子君） 先ほどの私の話がまずかったのか、購入するバス、先ほど本体2,850万円とありましたが、どういうバスで、年式とか型式とかいろいろあるようなのですが、初めてのことで、購入されるバスについて、どういうものが買われたのかその説明を重ねてお願いします。

○議長（工藤久夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 一番購入について重点をおきましたのは、これからは人数もたくさん乗る関係上、62名乗りと、ここに重点をおきまして、エンジンは油を食わないディーゼルエンジンと、そういうことでございます。

それから、後はリクライニング付き二人がけ、シートベルトなどはもちろんございますけれども、エアバックグリップ、それからアルミ板ステンレス、それからエアコン、AMFMラジオ、カセットテープと、そういうものでございます。

この仕様書は、たくさんついておりますので、これを立花議員にコピーして差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で今臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成18年第4回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の折ご出席いただき、まことにありがとうございました。ご提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、原案のとおりご議決を賜り、心からお礼を申し上げます。

町の施設、集会所等の管理運営につきましては、旧町村ごとに、管理経費、運用のあり方など

まだ大きく違っており、今後とも町内会や関係者との協議検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、更なるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君）　ここで、本職より一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

1月1日に合併して以来、すでに7ヵ月が経過いたしました。まもなくお盆もまいりますが、暑い中皆さん健康に留意されまして、9月の定例会が9月1日より予定されておりますが、町政発展のために、皆さんの今後とも変わらぬご提言、ご活躍を期待いたしまして、これで、第4回南部町議会臨時会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時42分）



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長      工藤 久夫

署名議員      中村 善一

署名議員      佐々木 勝見